

議案第 5 8 号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 5 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

1 和解及び損害賠償の相手方

東京都中央区銀座二丁目 1 6 番 1 0 号

ヤマト運輸株式会社

代表取締役社長 長尾 裕

2 事故の概要

令和 4 年 1 0 月 2 7 日（木）午後 5 時頃、北名古屋市中之郷栗島 1 1 2 番地先の市道において、車両がグレーチング蓋を通過する際に蓋が跳ね上がり車両が破損するとともに、オイルタンクの損傷によりオイルが側溝に流出したものである。

3 和解の要旨

- (1) 北名古屋市は、上記事故で破損した車両の修理費及び側溝清掃の費用について、下記の額の損害賠償金の支払義務があることを認める。
- (2) 北名古屋市及び相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4 損害賠償の額

1, 5 2 6, 0 3 9 円